

2009年6月8日
mail ニュース
44・通巻 232号

自治労連 都庁職

自治労連都庁職員
労働組合
発行人 米山隆史
TEL 03-5381-0250

坂本さんの裁判の勝利と不払い超過勤務の一扫をめざす

5・29 総決起集会が開催される

坂本さん：この裁判をさいごまでやり抜く決意

5月29日、教育庁支部主催による「坂本さんの裁判の勝利と不払い超過勤務の一扫をめざす5・29総決起集会」が都庁職会議室で開催されました。

坂本裁判とは、多摩教育事務所に勤務していた坂本さんが、平成14年4月から平成18年3月まで超過勤務に従事していたにも関わらず、手当が一部しか支給されなかったため、東京都に対して支払いを求めている裁判です。

集会にあたり教育庁支部の伊東支部長は、「裁判が起きてから都教委が、超過勤務手当を追加支給するようになった。今では申請すればほぼ100%手当が支給されるようになった。このことは、運動が広がっていることに対する都教委の危機感の表れだ。それだけに敗訴したら影響が大きい。手を抜かずに勝訴まで頑張っていきたい」とあいさつしました。

続いてこの裁判の主任弁護士である笹山氏が、「坂本裁判提訴1周年と勝利に向けて」と題して、講演を行いました。

笹山弁護士はまず、この事件の意義として「働いた時間に対して賃金をもらうというのが労働社会の大原則。そこにシステムとして働いた実態に応じて給与を支給するというを守らない制度が存在することは大問題だ。公務の職場で守らないなら、だれも進んで守ろうとは思わない。勝負は裁判の勝ち負けもさることながら、(多摩事務所で行われていた、まず補助簿を書かせ、その一部だけ手当を払っていた)システムが一扫される、撲滅させることが重要だ」と強調しました。

次に裁判の現況について触れ、原告の主張に対して東京都(都教委)は、「緊急性と必要性が確認できたものは支払ったが、そうでないものは支給していない」という主張を展開していることを明らかにしました。この主張に対して弁護団は、個別の残業のそれぞれについて、いかなる緊急性、必要性があったか否かについて、当局の判断の矛盾を追及しています。例えば、平成18年3月6日、7日の両日、「切替審査」という同じ業務で超勤しているのも関わらず、一日だけ手当が支給され、もう一日は支給されていないことを追及されると、当局はなにも反論できない状態になっているとのことでした。



さらに弁護団は、当局が言い訳に使っている、勤務時間条例の「緊急性と必要性」の規定は、条例より上に位置する労働基準法第37条(時間外・休日の割増賃金の規定)と整合されるように解釈されなければならないと、鋭く当局を追いつめています。

最後に笹山弁護士は、「公務員は贅沢だ」式のイデオロギー攻撃について、権利実現の闘いに公務員も非公務員もないことや、公務員こそ高い公務サービスの提供と、それを支える労働条件が必要だ、こういうイデオロギー攻撃に負けないで、自信と勇気をもって裁判や仕事に取り組んでほしいと話され講演は終了しました。

講演後、坂本さんから、「3年前の3月、40時間超勤して4時間しか支払われず、予算を出さない都教委に怒りを感じた。この集会に来ている人は、健康に留意して、楽しみを持ち、家族を大切にしながら裁判を見届けてほしい。この裁判を最後までやりぬきたい。」と決して激することなく静かに、しかし都教委への怒りと裁判勝利への強い意志が感じられる決意が表明されました。

次に各界からの発言として、最初に自治労連の野村書記長が、「坂本さんが裁判に立ち上がったことによって、すでに職場が改善されてきていることに感謝したい。自治労連も働くルール確立のために奮闘する」と挨拶しました。次に都立学校支部の五十嵐副支部長が、都立学校の超過勤務の実態について報告し、坂本裁判勝利への協力と期待を述べるとともに、学校現場でも劣悪な職場環境を改善させるために、少なくとも超過勤務手当は、必ず支給させるよう取り組みを強めたいと発言しました。発言の最後に、都庁職の河野委員長は、「(坂本さんが超勤手当の支払いを求めている) 当時は給与の切替事務で大変な時だったと思う。坂本さんの闘いが不払い残業を解消している力になったことに敬意を表したい。都庁職としてもこれから36協定の交渉が始まる中で、超勤記録運動を全組合員に提起したい」と挨拶しました。

集会の最後に、伊東支部長より、裁判傍聴の組織化や陳述書の作成など、裁判勝利に向けた今後の行動提起がされ、盛会の内に集会は終了しました。

(この記事は、都立学校支部のニュースから転載しました。)